

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク  
代表理事 大原 裕介



# 特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワークの概要

1. 設立年月日：平成17年2月25日

2. 活動目的及び主な活動内容：

当法人は、「ユニバーサルな支援による、ともに生きる社会づくり」を目指している。その実現のために、地域生活支援をより一層推進し、全国の当事者や事業者、行政、政治など、関係者の横のつながりを深め、国民的な理解と共感を広げられるよう活動を展開していきたい。そして、「ひらかれた議論」と「パートナーシップ」を基本とした新しい運動体として社会の中でその役割を担い、全ての人とともに生きる社会をつくることを使命とする。

## 【主な活動内容】

- ・ 地域福祉に関わる情報の収集及びその公開と発信
- ・ 地域福祉に関わる調査研究及び政策提言
- ・ 地域福祉に関わる人材育成、事業所運営支援
- ・ 地域福祉に関わるイベント等、普及啓発

3. 加盟団体数(又は支部数等)：43団体(平成29年5月時点)

4. 会員数：4, 936(平成29年5月時点)

5. 法人代表： 代表理事 大原 裕介

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

障害者がその人らしく地域で暮らしていくためには、わが国を取り巻く状況を鑑み、特に視点3の「持続可能な制度」としてのための論点が重要と考えています。そのためには、財源を確保していく必要性、また一部事業については国民の理解を得ていく面においても、しっかりとサービス規律のあり方に踏み込む必要があると考えます。一方、視点1・2については、特に重度障害者等が地域で暮らしていくために必要なサービスは、まだ不足している現状があります。

上記を踏まえ、本報酬改定については、「メリハリ」の効いた要望及び意見をご提案させていただくものです。

## 1. 利用者負担等について【視点一2・3】

- ・本人や世帯の資産等を十分鑑みた新たな利用者負担構造の設計を求めます。
- ・障害者入所施設における食事提供加算については、共同生活援助とのイコールフティングの観点から、加算を廃止するか、若しくは共同生活援助の食事提供加算の新設を求めます。
- ・障害者入所施設における補足給付について、本人の預金額等を鑑みた支給構造の設計、若しくは前項同様に共同生活援助の補足給付の支給増額を求めます。

## 2. 放課後等デイサービスについて【視点一1・2・3】

- ・サービスの適正化を図るための、区分及びサービス提供時間等に応じた傾斜配分による報酬構造設計を求めます。
- ・サービス従事者が強度行動障害者支援者養成研修を受講した場合の加算の新設を求めます。
- ・子育て支援充実の観点から、レスパイトサービス提供について、専門性を担保されることを前提に人員要件緩和等による持続可能なサービス措置を講じることを求めます。(日中一時支援に準ずる類型の創設など)
- ・インクルージブな視点から、学童保育や放課後児童クラブとの一体的な運用を可能とする要件緩和を求めます。

## 3. 共同生活援助について【視点一1・2・3】

- ・新設される自立生活援助事業を充実させることを担保に、区分1及び非該当者に対する報酬減額を求めます。
- ・日中支援加算の増額且つ、3日目からの支給要件を1日目からの支給が可能となるような加算強化を求めます。
- ・重度障害者支援加算について対象を広げ、傾斜による加算設計を求めます。
- ・個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の経過措置を恒久化することを求めます。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

## 4. 自立生活援助について【視点一・2】

- ・事業所指定は、相談支援事業所のみならず、共同生活援助事業所の併設型、居宅介護事業所も必要です。
- ・支援の質の担保とインフォーマル資源を活用する視点を尊重した職員配置が必要です。
- ・きめ細やかな支援を継続するための報酬が必要です。
- ・本人の状況に合わせて1年毎に支給を更新することを可能とするとともに、以降5年間の更新期間が必要です。
- ・支援内容について具体的な支援内容を加えることが必要です。
- ・他サービスとの組み合わせを可能とするような柔軟な支給決定が必要です。
- ・障害者就業・生活支援センター及び新設される就労定着事業との役割を明確化した連携強化の推進が必要です。

## 5. 就労継続支援A型及びB型事業について【視点一・2・3】

- ・施設外就労や施設外支援の要件の一定程度の緩和を求めます。
- ・就労継続支援A型からB型事業所へ移行する事業所に対する規制を求めます。
- ・就労継続支援A型の事業収入に「障害者雇用調整金・報償金」等を含む収入構造設計変更を求めます。

## 6. 就労移行支援事業について【視点一・3】

- ・一般就労への移行実績が低い事業所に対する大幅な減額措置を講じることことを求めます。

## 7. 就労定着支援事業について【視点一・2・3】

- ・支援対象を限定することなく、「新たに一般企業へ就職した障害者」を対象とすることを求めます。
- ・根本的に生活支援と密接したサービスであることを前提に、生活支援との連携を必須とし、そうでない場合は減額をすることを求めます。

## 8. 生活介護【視点一・2・3】

- ・事業費の多い生活介護については報酬の減額等の適正化されることを求めます。
- ・一方、小規模で重度障害者を中心に支援している事業所は評価されるべきです。
- ・重度障害者に対する入浴支援加算及びサービス従事者が強度行動障害者支援者養成研修を受講した場合の加算新設を求めます。

## 9. 居宅介護【視点一2】

- ・サービス提供の確保の観点から、早朝・夜間及び土日祝祭日の居宅介護給付費を引き上げを求めます。

## 10. 短期入所【視点一2】

- ・緊急短期入所体制加算及び緊急短期入所受入加算の増額を求めます。

## 11. 相談支援【視点一2】

- ・重度障害者には短期間のモニタリング期間を設定し報酬上評価される仕組みを求めます。

## 12. 共生型サービス【視点一1・2】

- ・地域共生社会実現へ向けた、地域経済を循環する就労支援サービスについて、評価指標を検討の上、「地域共生加算」等を新設することを求めます。
- ・共生型サービスの本来果たすべき役割を明確化するため、サービス提供責任者等に対する研修制度を新設し、研修を受講した場合の加算を新設することを求めます。

## 13. その他(運用に関する見直し)

- ・現行の受講率の分析データをもとに、強度行動障害者支援者養成研修の受講期限を延長することを求めます。
- ・小規模の生活介護事業等が新設が推進されるよう、前年度の利用定員90%想定の人員配置について見直しを求めます。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

## 1. 利用者負担等について【視点一・2・3】

- (1) 財源の確保及び持続可能な制度としていくために、本人や世帯の資産等を十分に鑑みながら、現状の資産要件の再検討や自立支援医療の仕組みなどを参考に新たな区分構造を設けることを検討すべきです。
- (2) 地域移行を推進する観点から、障害者の入所施設における食事提供加算については、共同生活援助のイコールフットイングの観点から、加算を廃止するか、若しくは共同生活援助の食事提供の加算を求めます。
- (3) 障害者の補足給付については、介護保険を倣い、例えば一定の預貯金を有している障害者については、支給されない仕組みについて検討すべきです。(預貯金額を下回れば支給される措置はある。)また、前項同様の考え方から、共同生活援助の支給増額を求めます。

## 2. 放課後等デイサービスについて【視点一・2・3】

- (1) 放課後等デイサービスの適正化を図るために区分及びサービス提供時間に応じた傾斜配分による報酬構造の設計が必要です。
- (2) 区分の低い障害児を中心に支援している事業所が報酬減額により持続可能なサービスができない状況に陥らないよう人員配置基準等の規制緩和措置も同時に必要と考えます。この視点は、子育て支援を充実させるためのレスパイトサービス機能を持続化させることにもつながると考えます。(例えば、日中一時支援に準ずるサービス類型を創設するなど)
- (3) 上記のような運営形態が持続可能となるように、学童保育や放課後学童クラブと一体的に運営できる人員要件の緩和についても検討されるべき手立てであると考えます。この取り組みは、昨今の地域共生社会の実現やインクルーシブな子育てという視点からも必要であると考えます。
- (6) 専門的なサービス提供及び2次障害による行動障害を予防していく観点から、強度行動障害者支援者養成研修を受講した場合の加算制度も創設を求めます。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

## 3. 共同生活援助について【視点一・2・3】

- (1) 区分1及び非該当者が多様な暮らしを選択できることを実現していくため、自立生活援助事業を充実させることを担保に報酬を減額することが必要と考えます。
- (2) 重度化・高齢化した障害者が地域で暮らしていくことを実現できるように基礎報酬の増額を求めます。
- (3) 重度化・高齢化した障害者が日中活動の時間を過ごすことができなく共同生活援助事業所で過ごす時間が長くなっている状況を鑑み、基礎報酬の増額と支給要件の3日目を1日目から支給できるよう加算強化を求めます。
- (4) 重度障害者支援加算について、支給要件の対象を広げ、一律ではなく、傾斜による加算強化を求めます。
- (5) 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の経過措置の恒久化を求めます。

## 4. 自立生活援助について【視点一・2】

- (1) 事業所の指定基準については、相談支援事業者のみならず、生活支援のノウハウや在宅支援スキルを活用する共同生活援助の併設型と居宅介護事業所の指定についても必要であると考えます。
- (2) 支援の質を担保とインフォーマル資源を活用する資質が必要とされるサービス提供を想定すると、一程度のキャリアを持った専任の職員の配置が求められるため、これらを踏まえた報酬の構造設計を求めます。
- (3) 本人の状況に合わせて、且つ計画相談等を勘案の上、利用期間を延長できる設計を求めます。具体的には1年毎の支給決定を更新可能とするとともに、以降5年間の更新期限が必要であると考えます。
- (4) 以下の具体的な支援内容の追加を求めます。  
①医療機関への同行支援 ②金銭管理 ③書類等の手続き ④関係機関との連絡調整 ⑤日常的な相談支援
- (5) サービス対象者の中には、居宅介護等を併用することで地域での一人暮らしが実現できる方がいることが想定されます。従って、他のサービスと組み合わせを可能とするような柔軟な支給決定を求めます。
- (6) 障害者就業・生活支援センター(特に生活支援ワーカー)と就労定着支援事業の役割分担を明確化した上での連携強化が必要であると考えます。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

## 5. 就労継続支援A型及びB型事業について【視点一・2・3】

- (1) 就労継続支援において、支援の質を担保に施設外支援・施設外就労の小規模の単位で地域に分散していく事業設計を可能とするため、当該サービスの職員必置要件の緩和を求めます。
- (2) 就労継続支援A型の運営等のに関する基準省令改正に伴い、A型事業からB型事業へ移行するケースが全国的に散見され、移行を余儀なくされた障害者本人が不利益を受けている可能性があります。このことを踏まえ、B型事業に対する規制等について議論されることを求めます。
- (3) 就労継続支援A型の持続可能な事業運営の視点から、事業収入に「障害者雇用調整金・報償金」等を含む収入構造設計変更することを求めます。

## 6. 就労移行支援事業について【視点一・3】

- (1) 一般就労への移行実績がない事業所が全体の30%と高い水準を示しているのを鑑み、移行実績ゼロを年数の傾斜配分の減算方式を導入するほか、3年以上移行実績がない事業所については報酬の大幅減算を検討するなど、本来のサービス理念に逆行する実態を是正すべきです。

## 7. 就労定着支援事業について【視点一・2・3】

- (1) 就労移行支援等を利用する障害者に限定するものではなく、公共の福祉に資する観点から、例えば特別支援学校等を卒業し一般企業へ就職したものなどの「新たに一般企業へ就職した障害者」を対象とすることが必要であると考えます。
- (2) 就労支援定着支援は、障害者の就労支援に関する専門性や実績に加えて、生活支援に関する同様の条件が必要とされるものと考えます。そうした観点から、生活支援事業所との有機的な連携等の有無に関して加算要件が適応されるなどの措置を講じてください。

## 8. 生活介護【視点一・2・3】

- (1) 障害福祉利用額のもっとも多い生活介護については、報酬の減額等の適正化されることが必要です。
- (2) 適正化するにあたっては、支援区分や事業規模を考慮することが必要であり、適正化の一方、例えば小規模で強度行動障害者等の重度障害者を中心に支援している事業所は評価されるべきです。
- (3) 重度化・高齢化による生活介護事業所での入浴支援のニーズの高まりから、適正な人員を確保するための加算の新設を求めます。
- (4) 強度行動障害者に対する適切な支援を推進するため、強度行動障害者支援者養成研修を受講した場合の加算の新設を求めます。

## 9. 居宅介護【視点一2】

- ・短時間サービスが主である居宅介護サービスにおいて、サービス提供を確保し、持続可能とするためにはサービス提供者の人員確保は不可欠です。そのような状況を踏まえ、労働形態に則した、早朝・夜間及び土日祝祭日居宅介護給付費を引き上げを求めます。

## 10. 短期入所【視点一2】

- ・緊急短期入所体制加算及び緊急短期入所受入加算を増額を求めます。

## 11. 相談支援【視点一2】

- ・重度障害者には短期間のモニタリング期間を設定し、傾斜的に報酬上評価される仕組みを求めます。

## 12. 共生型サービス【視点一1・2】

- ・地域共生社会実現へ向けた、地域経済を循環する就労支援サービスについて、評価指標を検討の上、「地域共生加算」等を新設することを求めます。
- ・共生型サービスの本来果たすべき役割を明確化するため、サービス提供責任者等に対する研修制度を新設し、研修受講した場合の加算を新設することを求めます。

## 13. その他(運用に関する見直し)

- ・現行の受講率を分析データをもとに、強度行動障害者支援者養成研修の受講期限を延長することを求めます。
- ・小規模の生活介護事業等が新設が推進されるよう、前年度の利用定員90%想定の人員配置について見直しを求めます。